

相模原市簡易水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月28日

相模原市長 本村賢太郎

## 相模原市条例第11号

### 相模原市簡易水道条例の一部を改正する条例

相模原市簡易水道条例(平成18年相模原市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「指定給水装置工事事業者」を「法第25条の2第1項の申請をしようとする者」に改め、「、法第25条の2第1項に規定する申請をしようとするときは」を削り、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第36条第1項第2号」を「第36条第1項第3号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「法第16条の2第1項の規定により指定給水装置工事事業者を指定した」を「法第25条の2第1項の指定又は法第25条の3の2第1項の指定の更新の申請があった場合において、法第16条の2第1項の指定をした」に改め、「ときは、」の次に「当該申請をした者に」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 法第25条の3の2第1項の指定の更新の申請をしようとする者は、市長に第36条第1項第2号に規定する手数料を納入しなければならない。

第28条中「別表第2」を「別表第1」に改める。

第36条第1項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 指定給水装置工事事業者の指定の更新の申請の手数料 1件につき10,000円

第37条第2項中「別表第3」を「別表第2」に改める。

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。